

I 第78回全国お茶まつり静岡大会開催要綱

1 趣 旨

全国お茶まつりは、日本茶業の将来を展望し、全国茶業関係者の総力を結集し、各種事業を展開することにより、生産技術の向上と消費の拡大を図り、我が国茶業の発展に資するものとする。

2 名 称

「第78回全国お茶まつり静岡大会」

3 主 催

第78回全国お茶まつり静岡大会実行委員会

静岡県、浜松市、公益社団法人日本茶業中央会、公益社団法人静岡県茶業会議所
(事務局) 全国茶生産団体連合会、静岡県経済農業協同組合連合会、静岡県茶商
工業協同組合、とぴあ浜松農業協同組合、遠州中央農業協同組合、浜松茶農業協
同組合

4 後 援

農林水産省、全国茶商工業協同組合連合会、特定非営利活動法人日本茶インストラクター協会、日本茶業機械工業会、株式会社日本農業新聞、株式会社読売新聞、株式会社朝日新聞社、株式会社毎日新聞社、株式会社テレビ静岡、株式会社中日新聞東海本社、静岡新聞社・静岡放送、株式会社静岡第一テレビ、株式会社静岡朝日テレビ、NHK 静岡放送局、K-MIX (静岡エフエム放送株式会社)、浜松商工会議所、浜松まちなかにぎわい協議会、天竜浜名湖鉄道株式会社、FM Haro! (浜松エフエム放送株式会社)、ウィンディ (浜松ケーブルテレビ株式会社)、浜松磐田信用金庫、公益社団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューロー、株式会社静岡茶市場

5 開催地

静岡県浜松市

6 大会役員

- (1) 大会役員に大会長、副会長を置く。
- (2) 大会長は、静岡県知事をもって充てる。
- (3) 副会長は、**別表1**に定める職にある者をもって充てる。
- (4) 会長の職務は、お茶まつり全体を総括し、会長が職務を遂行できない場合は、副会長が代行する。

7 経費

大会の運営に必要な経費は、主催者の負担金、及びその他の収入をもって充てる。

8 主要行事

(1) 全国お茶まつり

①大会式典

- ・褒賞授与式
- ・全国茶業振興大会

②消費拡大催事

(2) 全国茶品評会

①出品茶審査会

②擬賞会議

③出品茶入札販売会

④出品茶展示会

(3) 全国茶生産青年の集い

①茶審査技術競技会

②茶業青年の夕べ

※茶業関連機械・資材展示

別表 1

第 78 回全国お茶まつり静岡大会 大会役員

役職名	所 属 等	氏 名
大会長	静岡県知事	鈴木 康友
副会長	浜松市長	中野 祐介
副会長	公益社団法人日本茶業中央会会長代理 全国茶生産団体連合会 会長	吉田 利一
副会長	公益社団法人静岡県茶業会議所 会頭職務代理者（副会頭） 静岡県茶商工業協同組合 理事長	長瀬 隆
副会長	公益社団法人静岡県茶業会議所 副会頭 静岡県経済農業協同組合連合会 経営管理委員会 会長	河原崎 友二
副会長	静岡県 農林水産担当部長	田保 豪

令和 6 年 5 月 27 日現在

Ⅱ 第78回 全国お茶まつり静岡大会実行委員会設置規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、第78回全国お茶まつり静岡大会（以下「全国お茶まつり」という）の円滑な推進を図るために、実行委員会（以下「委員会」という）について必要な事項を定めるものとする。

(構 成)

第2条 実行委員会は、**別表2**に掲げる構成機関及び団体の役員をもって構成する。

(所管事務)

第3条 実行委員会は、全国お茶まつり開催に関する次の事項を協議し、議決又は決定するものとする。

- (1) 全国お茶まつりの企画及び運営に関すること。
- (2) 全国お茶まつりの事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 全国お茶まつりの事業実績及び収支決算に関すること。
- (4) その他全国お茶まつりに関すること。

(役 員)

第4条 実行委員会に次の役員をおく。

委員長	1名
副委員長	3名
監 事	2名

- 2 委員長は、静岡県経済産業部農業局局長をもって充てる。
- 3 副委員長、委員及び監事は**別表2**に定める職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総括する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代行する。
- 6 監事は、実行委員会の会計を監査する

(会 議)

第5条 実行委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 実行委員会での協議結果は、その都度、大会役員へ報告するものとする。

(幹事会の設置)

第6条 実行委員会の円滑な運営を図るため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会の設置及び運営については、別に定める。

(担当事務局)

第7条 各催事において担当事務局を置く。調整は（公社）静岡県茶業会議所とする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則 この規程は令和6年3月26日から施行する。

別表2

第78回全国お茶まつり静岡大会実行委員会 役員

役職名	所 属 等	氏 名
委 員 長	静岡県経済産業部農業局 局長	石川 盛一郎
副委員長	公益社団法人日本茶業中央会 専務理事	鈴木 貞美
副委員長	浜松市産業部 農林水産担当部長	清水 克
副委員長	公益社団法人静岡県茶業会議所 専務理事	伊藤 智尚
委 員	全国茶生産団体連合会 専務理事	宮崎 保博
委 員	静岡県経済農業協同組合連合会 常務理事	山下 昌徳
委 員	静岡県茶商工業協同組合 専務理事	高瀬 英夫
委 員	とぴあ浜松農業協同組合 常務理事	齊藤 直司
委 員	遠州中央農業協同組合 常務理事	伊藤 忠彦
委 員	浜松茶農業協同組合 代表理事組合長	村松 久仁一
監 事	静岡県お茶振興課 課長	佐田 康稔
監 事	浜松市農業振興課 課長	木下 穰

令和6年4月1日現在

第78回全国お茶まつり静岡大会実行委員会 幹事会設置規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、第78回全国お茶まつり静岡大会実行委員会設置規程第6条に基づき、幹事会の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(構 成)

第2条 第78回全国お茶まつり静岡大会実行委員会幹事会（以下「幹事会」という。）の幹事は、**別表3**に定める職にある者をもって充てる。

(所管事務)

第3条 幹事会は、次の各号に掲げる事項を協議し、企画立案する。

- (1) 実行委員会に付議すべき事項
- (2) 実行委員会からの付託事項
- (3) その他開催行事に関する事項

(役 員)

第4条 幹事会に次の役員をおく。

幹事長 1名

- 2 幹事長は、（公社）静岡県茶業会議所専務理事をもって充てる。
- 3 幹事長は、会務を総括する。

(会 議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長を務める。

(作業部会)

第6条 幹事会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

附 則

この規程は令和5年7月26日から施行する。

別表3

第78回全国お茶まつり静岡大会実行委員会幹事会幹事

役職名	所 属 等	氏 名
幹事長	公益社団法人静岡県茶業会議所 専務理事	伊藤 智尚
幹事	静岡県経済産業部お茶振興課 課長	佐田 康稔
幹事	浜松市産業部農業振興課 課長	木下 穰
幹事	静岡県経済農業協同組合連合会 茶業部 部長	清水 直也
幹事	静岡県茶商工業協同組合 専務理事	高瀬 英夫
幹事	とぴあ浜松農業協同組合 営農生産部 部長	山田 喜昭
幹事	遠州中央農業協同組合 営農事業部 部長	鈴木 智久
幹事	浜松茶農業協同組合 代表理事組合長	村松 久仁一

令和5年7月26日現在